

春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が利用するコミュニティ集会施設の耐震化を促進するため、当該施設の耐震診断を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、区、町内会、自治会、学区その他一定の地域と、そこに居住する住民を基盤として、その意思統一がある団体（以下「補助事業団体」という。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 政治、宗教又は営利を目的とする団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する団体

- 2 補助事業団体が補助事業を実施するときは、当該補助事業団体の全構成員の代表者において、補助事業及びそれに伴う事務を、信義に従い誠実に遂行しなければならない。

(補助事業)

第3条 補助事業の対象は、学習、教養、集会等健全なコミュニティ活動の用に供し、その使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用可能な施設に係る耐震診断とする。ただし、昭和56年5月31日以前に着工された建築物で、耐震改修工事を行っていないものに係るものに限る。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価するために必要な経費とする。この場合において、確定申告の際に交付申請

額に係る消費税相当額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税相当額分を減額した額を補助対象経費の額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、1,200,000円（木造の建物に係る補助事業については50,000円）を限度とする。

2 前項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に係る契約を締結する前に、春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業団体の規約、役員名簿及び前年度の収支決算書
- (2) 補助事業の対象となる建築物の建築年月日、構造等が分かるもの
- (3) 補助事業費の見積書の写し

(申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、補助金交付の決定があった日から10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付の決定があった日の属する年度の3月末のいずれか早い期日までに報告しなければならない。

- (1) 耐震診断結果報告書の写し（耐震診断員の氏名が記載されたものに限る。）
- (2) 領収書の写し

(補助金の受領の委任)

第9条 申請者は、コミュニティ集会施設耐震診断を実施する者（以下「事業者」という。）に補助金の受領を委任するときは、補助金の交付の申請から実績報告までの間に、春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金受領委任払申請書

(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、補助金の交付を決定し、かつ、前項の申請を承認したときは、その旨を春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金受領委任払承認通知書(第3号様式)により、申請者及び事業者に通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第 1 号様式(第 6 条関係)

年 月 日

(宛先) 春日井市長

住 所
申請者
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付申請書

春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、この申請書および添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

交 付 申 請 額	円		
建 物 名 称			
所 在 地	春日井市		
構 造	造		
規 模	延べ面積	㎡	
	階 数	地上	階、地下 階
建 築 時 期	年 月		
補助対象経費	円		
添 付 書 類	(1) 補助事業団体の規約、役員名簿及び前年度の収支決算書 (2) 補助事業の対象となる建築物の建築年月日、構造等が分かるもの (3) 補助事業費の見積書の写し		

- ☐ 補助対象経費に係る消費税額については、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を補助対象経費に含めて申請します。
- ☐ 自己の団体は、暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある団体ではありません。

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所
申請者
氏 名

春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金受領委任払申請書

私は、次の者に春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金の請求及び受領の権限を委任します。

事業者の所在地

名 称

代 表 者 氏 名

連 絡 先

春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金交付要綱に基づき、申請者が実績報告を行った後に、補助金を請求することに同意します。

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金受領委任払承認通知書

年 月 日に申請のありました春日井市コミュニティ集会施設耐震診断費補助金受領委任払について、次のとおり承認したことを通知します。

なお、申請者が第2条に規定する補助対象者でなくなった場合及び申請の取下げをした場合は、この通知を取り消すこととなりますので御了承ください。

1 補助金の受領を委任した申請者

- (1) 住 所
- (2) 氏 名

2 補助金の受領を受任した事業者

- (1) 所在地
- (2) 名 称